

# 保育園入園案内（平成26年春入園用）

飯山市教育委員会事務局

## 1 保育園とは

保育園は、保護者（父母や祖父母）が働いている、病気で入院しているなどの事情により家庭では十分に保育することができない場合に、保護者にかわって児童の保育をするところです。

## 2 保育園に入園できる児童

（1）保育園に入園できるのは、次に掲げる3つの要件をすべて満たす児童です。

○飯山市に住民票を有している児童

○集団保育が可能な児童

○両親及び同居している家族（65歳以上の親族を除く）の全員が、下記の事情により家庭で保育することができない児童（「保育に欠ける状態」であること）

### 【保育園に入園できる事情等】

- ①家庭外労働（会社勤務等で昼間に家庭の外で常時仕事をしている。）
- ②家庭内労働（内職等で昼間に児童と離れて日常の家事以外の仕事を常時している。）
- ③母親の出産等（妊娠中または出産から間がないこと。（産前3か月、産後6か月の間））
- ④保護者の病気等（病気、怪我、心身の障害などのため保育ができないこと。）
- ⑤病人の看護等（家庭に長期に渡る病人や心身に障害のある人がいるため常に介護にあたっている。）
- ⑥災害の復旧（火災、風水害等により家屋を失う等したためその復旧にあたっている場合。）

（2）保護者が仕事を探している（求職中）場合についても入園できる事情（①）に該当しますが、この場合は入園後1か月以内に「就労証明書」を提出していただく必要があります。

（3）保護者が「育児休業中」の場合は、入園できません。

（4）「保育に欠ける状態」と認められない理由としては次のようなものが該当します。

- ①近所に同年齢の子がいない、学校へ上がる前に集団生活に慣れさせたい。
- ②下の子に手がかかる。

（5）保育園への受け入れについては、公立の場合は1歳6か月程度から、私立めぐみ保育園の場合は6か月程度からとなります。

## 3 受付期間と提出先

○受付期間 平成25年10月15日（火）から11月8日（金）まで

○提出先 最寄の保育園（または市役所子ども課子育て支援係）

○提出していただく書類

①保育園入園申込書

②保育園に入園できる基準等を満たす書類（就労証明書など必要に応じて）

③平成25年1月2日以降に飯山市へ転入された方は下記の書類（前住所地で発行されます）

○平成25年度所得・課税・扶養証明書（平成24年中の収入と控除の内容が記載されているもの）

○平成24年度所得・課税・扶養証明書（平成23年中の収入と控除の内容が記載されているもの）

## 4 入園できる基準を満たす書類について

### (1) 家庭外労働（会社・事業所等にパート・アルバイト勤務）の場合

#### ○就労証明書

※継続的に勤務し、源泉徴収票が発行されている方または確定申告をおこなっている方は不要です。

### (2) 家庭内労働（農業・自営業・家庭内職に従事）の場合

#### ○就労（従事）証明書（自営業従業者・農業従事者用）

※農業就労の場合、「経営主」の方の「所得証明書」などの提出をお願いする場合があります。

※経営主の方が「農業所得」の申告を行っていない「自家用のみの農業」の場合は認められません。

### (3) 母親の出産等の場合

#### ○母子手帳の写し（表紙及び出産予定日の記載されているページ）

※保育の実施ができるのは原則として産前3か月、産後6か月です。

### (4) 保護者の病気等の場合

#### ○医師の診断書（写し可）または障害者手帳などの写し

### (5) 病人の看護等の場合

#### ○医師の診断書（写し可）、障害者手帳・要介護認定結果などの写し

### (6) 求職中（仕事を探している）の場合

#### ○求職に関する申立書

※入園後1か月以内に「就労証明書」を提出していただく必要があります。

※「就労証明書」の提出がないと「保育に欠ける状態」と認められなくなり、退園していただくことになります。

## 5 保育時間等について

### (1) 通常の保育時間

○平日 午前8時30分から 午後4時30分まで（土曜日は正午まで）

### (2) 延長（長時間）保育について（平成25年度の場合）

○飯山市立保育園：午前7時30分から午後6時45分（土曜日は午後1時）

○私立めぐみ保育園：午前7時から午後7時（土曜日は午後3時）

※いずれの場合も別途長時間保育使用料が必要となります。

### (3) 乳児保育について（私立めぐみ保育園で実施）

○6か月程度から受け入れ可能ですが、事前にご相談ください。

### (4) 障害児保育について

○心身に障害があり、保育に欠ける状態にある児童をお預かりします。

※原則として健常児との混合・集団保育になります。

### (5) 一時的保育について

○普段は家庭で保育をしているが、一時的に保育できない児童をお預かりします。

### (6) ならし保育について

○新規入園児は4月中「ならし保育」期間を設け、午前11時ごろの降園から段階的に保育時間を延ばします。また、家庭訪問等の都合により降園時間が早まる場合があります。

○勤務の都合等（育児休業の終了等）により3月中に「ならし保育」を終了したい場合は申込時にご相談ください。

## 6 保育料の額と納入の方法

### (1) 保育料の決定について

- ①平成26年6月分までの保育料は原則として保護者（児童の父母）の
  - 平成24年分所得税額（住宅取得等特別控除など特別控除前の金額）
  - 平成24年度分市民税の課税、非課税の区分 に応じて決定されます。
- ②平成26年7月分からの保育料は
  - 平成25年分所得税額（住宅取得等特別控除など特別控除前の金額）
  - 平成25年度分市民税の課税、非課税の区分 に応じて決定されます。
- ③次の場合においては祖父母など児童の父母以外の方の税額等を適用または加算します。
  - 保護者に所得がない場合（給与収入金額で年間103万円未満の場合など）
  - 祖父母等が入所児童あるいは児童の父母を税金（所得税・市民税）または健康保険等の扶養親族として申告している場合 など

※住民票上の別世帯でも、同一住所地内の祖父母等は対象になります。
- ④住民税や所得税の申告義務のある方、確定申告をされる方は必ず申告期間中に申告してください。未申告等の場合は保育料が最高額になる場合があります。
- ⑤年齢区分（3歳未満児・以上児）については、3月31日現在の年齢で1年間（4月～3月）決定されます。

### (2) 飯山市の保育料徴収基準額表（保育料：公立・私立とも）

| 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 |                                                |                       | 徴収基準額（月額） |         |
|----------------------|------------------------------------------------|-----------------------|-----------|---------|
| 階層区分                 | 定 義                                            |                       | 3歳未満児     | 3歳以上児   |
| 第1階層                 | 生活保護法による被保護世帯                                  |                       | 0円        | 0円      |
| 第2階層                 | 第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の<br>市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 市民税非課税世帯              | 8,000円    | 6,000円  |
| 第3階層                 |                                                | 市民税課税世帯               | 14,500円   | 12,000円 |
| 第4階層                 | 前年分の所得税課税世帯で                                   | 45,000円未満             | 24,000円   | 20,000円 |
| 第5階層                 | あって、その所得税の額の                                   | 45,000円以上 125,000円未満  | 40,500円   | 27,500円 |
| 第6階層                 | 区分が次の区分に該当する                                   | 125,000円以上 470,000円未満 | 51,500円   | 31,500円 |
| 第7階層                 | 世帯                                             | 470,000円以上 734,000円未満 | 53,500円   | 35,500円 |
| 第8階層                 |                                                | 734,000円以上            | 55,500円   | 37,500円 |

### (3) 延長（長時間）保育使用料（公立の場合：抜粋）

| 利用時間               |                    | 金額（月額） |        |
|--------------------|--------------------|--------|--------|
| 月～金曜日              | 土曜日                | 全月契約   | 半月契約   |
| 午前7時30分から午前8時30分まで | 午前7時30分から午前8時30分まで | 1,600円 | 800円   |
| 午後4時30分から午後5時30分まで | 午後0時00分から午後1時00分まで | 1,600円 | 800円   |
| 午後4時30分から午後6時00分まで | 午後0時00分から午後1時00分まで | 2,400円 | 1,200円 |
| 午後4時30分から午後6時45分まで | 午後0時00分から午後1時00分まで | 3,200円 | 1,600円 |
| 日々契約（日額）           |                    | 400円   |        |

※半月契約の場合、当月の利用日数は12日以内とします。

### (4) 納入の方法

- ①原則として、保護者の預金口座からの振替となります。（振替日は毎月26日前後です。）
- ②入園するまでに金融機関で手続きを済ませておいてください。

## (5) 保育料の軽減

- ①保護者に子が3人以上いる場合、「第3子以降」に該当する児童の保育料は「無料」となります。※後日、申請が必要になります。(保育料に滞納がないこと等、要件があります。)
- ②同一世帯から兄弟姉妹が2人以上同時に入園している場合は、下記のとおりとなります。

|          | 2人入園の場合     | 3人以上入園の場合    |             |
|----------|-------------|--------------|-------------|
|          |             | 第2～第4階層      | 第5～第8階層     |
| 第1子(年長者) | 軽減なし(全額負担)  | 100%軽減(負担なし) | 50%軽減(半額負担) |
| 第2子      | 50%軽減(半額負担) | 50%軽減(半額負担)  | 50%軽減(半額負担) |
| 第3子以降    | —           | 90%軽減(1割負担)  | 90%軽減(1割負担) |

※第1子、第2子、第3子欄に該当する児童が①に記載する第3子以降に該当する場合は無料となります。

## 7 その他

- (1) 各保育園の入園定員や状況によっては希望の保育園に入園できない場合があります。
- (2) 育児休業の終了等により年度途中からの入園を希望する方も、できる限り申込期間中にお申し込みください。

## 8 飯山市保育園一覧表

| 保育園名  | 所在地       | 公立<br>私立 | 定員  | 特別保育事業の実施状況(25年度の状況)      |      |    |     | 電話番号<br>(0269) |
|-------|-----------|----------|-----|---------------------------|------|----|-----|----------------|
|       |           |          |     | ○(実施)    ×(未実施)    △(要相談) | 延長保育 | 乳児 | 障害児 | 一時的            |
| しろやま  | 飯山 2910-1 | 公立       | 60  | Am7:30～ / ～Pm6:45         | ×    | ○  | ○   | 62-5595        |
| あきは   | 南町 6-7    | 公立       | 70  | Am7:30～ / ～Pm6:45         | ×    | ○  | △   | 62-2461        |
| 木 島   | 野坂田 849   | 公立       | 100 | Am7:30～ / ～Pm6:45         | ×    | ○  | △   | 62-5888        |
| 秋 津   | 静間 2358   | 公立       | 70  | Am7:30～ / ～Pm6:45         | ×    | ○  | △   | 62-0476        |
| いずみだい | 小佐原 6762  | 公立       | 70  | Am7:30～ / ～Pm6:45         | ×    | ○  | △   | 62-5889        |
| 常 盤   | 常盤 5256-5 | 公立       | 80  | Am7:30～ / ～Pm6:45         | ×    | ○  | △   | 62-5804        |
| 瑞 穂   | 瑞穂 1112   | 公立       | 60  | Am7:30～ / ～Pm6:45         | ×    | ○  | △   | 65-2515        |
| とがり   | 豊田 4931-1 | 公立       | 100 | Am7:30～ / ～Pm6:45         | ×    | ○  | △   | 65-4250        |
| しらかば  | 照岡 2721-2 | 公立       | 30  | Am7:30～ / ～Pm6:45         | ×    | ○  | △   | 69-2979        |
| めぐみ   | 南町 26-17  | 私立       | 150 | Am7:00～ / ～Pm7:00         | ○    | ○  | ○   | 62-2129        |

※上記保育園のほか、市内には幼稚園(私立)が1園あります。

幼稚園への入園を希望される場合は幼稚園へ直接お問い合わせください。

【飯山中央幼稚園(南町 22-17) 電話(0269)6 2-2 6 7 9】

## 9 問い合わせ先

飯山市教育委員会子ども課子育て支援係(市役所3階35番窓口)

電話 (0269) 62-3111(内線363・364)

E-mail: kodomo@city.iiyama.nagano.jp